明治大学安全保障輸出管理 該非判定シート

このシートは、明治大学安全保障輸出管理規程第13条に定める該非判定を行うためのものです。

事前点検(シート1)の結果,行おうとする海外との取引(海外への貨物(機材等)の輸出(送付・携行等),海外での技術(情報)提供,留学生の受入れ・送出し,海外からの研究者等非居住者又は特定類型該当者への技術(情報)提供等)について,<u>追加の確認が必要とされた場合</u>,当該取引について,必ず<u>事前に</u>自身で判定し,結果を部局等責任者に提出してください。

<該非判定の方法>

- 1 【取引の名称等】欄に、行おうとする海外との取引について簡潔に記入してください。
- 2 行おうとする海外との取引の内容・性能等を法令(裏面参照)と照合したうえで、該当する項番については、 【ア】にチェックをつけてください。
- 3 チェックのついた項番,又はチェックがなくとも取引内容の性質上,近いと思われる項番については,法令の関係箇所,輸出する貨物や提供する技術の仕様(性能),該非判定結果を【イ】に記入してください。
- 4 2と3の結果をふまえ、当てはまるものを【ウ】の中から選び、チェックしてください。
- 5 【確認】欄に、作成日、所属を記入のうえ、署名(自署)又は記名押印してください。

【取	ᆲ	മ	夂	称	车
LHI	71	v	7	4711	_

[7]	輸出会別表第一	(貨物を送付・推行する場合)	マは外為会	(技術を提供する場合)	別表の項番と該非	

【ア】輸出令別表第一(貨物を送付・携行する場合)又は外為令(技術を提供する場合)別表の項番と該非

1 (武器)	□ 2 (原子力)	□ 3 (化 学 兵 器)	□ 3の2(生物兵器)
4 (ミサイル)	□ 5 (先端材料)	□ 6 (材料加工)	□ 7 (エレクトロニクス)
8 (電子計算機)	□ 9 (通 信)	□ 10 (センサー等)	□ 1 1 (航法装置)
1 2 (海洋関連)	□ 1 3 (推進装置)	□ 1 4 (その他)	□ 15 (機微品目)

【イ】対比表

輸出令別表第一 又は外為令別表	項番		項目			
貨物等省令	項番		項目			
解釈通達						
輸出する貨物・ 提供する技術					判定	該当
の仕様(性能)					結果	非該当

【ウ】追加の確認・手続

]	【ア】にチェックがつく場合又は性質が近い項番がある		確認結果の通知をお待ちください。
	場合で、【イ】の判定結果が「非該当」	<i>→</i>	(【シート3】のチェックは不要です)
]	【ア】にチェックがつく場合又は性質が近い項番がある		確認結果の通知をお待ちください。
	場合で、【イ】の判定結果が「該当」	\rightarrow	(【シート3】のチェックは不要です)
	【ア】にチェックがつかず,近い項番もない場合	\rightarrow	【シート3】 をチェックしてください。

【確認】

上記事項は事実と相違ありません。

作成日	:	年	月		目
所 属	:				
氏 名	:				
※署名(自署	子)			F	1
マル記タザ	H≓Π				

- 6										
	(事務局使用欄)									
ĺ	(当該) 統括責任者	部局等責任者	受付							
ſ										
ļ										
L	1 1	1 1	1 1							
	判定 □該 □	□否 □不明	No.							

該非判定を行う際の注意事項

【ア】輸出令別表第一(貨物を送付・携行する場合)又は外為令(技術を提供する場合)別表の項番と該非

輸出する貨物がリスト規制の対象に含まれているかどうかを確認するためには、輸出令(輸出貿易管理令(昭和 二十四年政令第三百七十八号))の別表第一を確認してください。

確認にあたっては、経済産業省ウェブページで公開されているマトリクス表を利用するのが便利です。

詳細については、http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html を確認ください。

提供する技術がリスト規制の対象に含まれているかどうかを確認するためには、外為令(外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号))の別表を確認してください。

確認にあたっては、経済産業省ウェブページで公開されているマトリクス表を利用するのが便利です。

詳細については、http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html を確認ください。

【イ】対比表

提供する技術や輸出する貨物がリスト規制に該当するかどうかを確認するためには、貨物等省令(輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成三年通商産業省令第四十九号))、 運用通達、役務通達の該当箇所を確認してください。

確認にあたっては,経済産業省ウェブページで公開されているマトリクス表を利用するのが便利です。 詳細については, http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix intro.html を確認ください。

- ※記述にあたっては、以下の点に注意してください。
- ・輸出令又は外国為替令別表の関係項,貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については,それぞれが明確に分かるよう,該当部分を引用し,技術・貨物の仕様(性能)との対比を明らかにしてください。
- ・特に該当非該当に係る具体的数値については、技術の有する数値と基準の関係が分かるよう記載してください。
- ・上表記載内容の裏付けとなる技術・貨物の仕様(性能)などが分かる資料を添付してください。

(記入例)

【取引の名称等】

「熱分解蒸着処理に係る技術」の提供

【ア】輸出令別表第一(貨物を送付・携行する場合)又は外為令(技術を提供する場合)別表の項番と該非

	1 (武器)	2 (原子力)	3 (化学兵器)	3の2(生物兵器)
\square	4 (ミサイル)	5 (先 端 材 料)	6 (材料加工)	7 (エレクトロニクス)
	8 (電子計算機)	9 (通 信)	1 0 (センサー等)	1 1 (航法装置)
	1 2 (海洋関連)	1 3 (推進装置)	14 (その他)	1 5 (機微品目)

【イ】対比表

111 对此权									
輸出令別表第一 又は外為令別表	項番	第4項 (5)	項目	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの					
貨物等省令	項番	第16条 5項	項目	外為令別表の4の項(5)の経済産業省令で定める技術は、原料ガ 2,900度以下の温度範囲において、かつ、130パスカル以上20,000 範囲において行うものに限る。)により生成する物質を基材に定着さ	パスカル	以下の	絶対圧力の		
解釈通達									
輸出する貨物・ 提供する技術				「2,000~2,500 度の温度範囲」「15,000~20,000 パスカルの絶対圧 ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術で	判定	V	該当		
の仕様(性能)	の				結果		非該当		